

令和5年度工業技術総合センター材料技術部門及び食品技術部門
一般廃棄物収集・運搬処理業務仕様書

1 業務実施場所

- (1) 長野県工業技術総合センター材料技術部門（長野市若里1-18-1）
- (2) 長野県工業技術総合センター食品技術部門（長野市栗田205-1）

2 全般的な事項

- (1) 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令並びに条例を遵守し適正な収集・運搬処理を行ってください。
- (2) 受託者は、作業の疎遠あるいは遅滞のないように作業員を配置してください。
- (3) 収集・運搬に当たっては、事故等に十分注意してください。

3 一般廃棄物の種類及び予定排出量（1ヶ月当たりの見込み）

種類		予定排出量（材料、食品合計）
可燃ゴミ		260kg
資源物	紙類	240kg
	瓶・缶	40kg
	ペットボトル	20kg

* 予定排出量については過去の実績を基に算出しておりますので、実際と異なる場合があります。

4 収集・運搬回数 原則週1回以上

5 作業内容

- (1) 当センターの指定場所に集積された可燃ゴミ及び資源物を、長野広域連合ながの環境エネルギーセンター又は自社処理施設等へ搬出してください。
- (2) 収集にあたっては、外来者等の支障にならないよう注意してください。
- (3) 当センターから排出された一般廃棄物の量を種類ごとに明らかにし、各月ごとに業務報告完了書により収集・運搬量を報告してください。
- (4) 一般廃棄物の処理にかかる手数料については、受託者の負担としてください。

6 その他

- (1) 収集袋は、受託者において用意し、収集日ごとに必要量を確認し所定の場所にいれておいてください。（契約金に含む）
- (2) その他、仕様書に示されていない事項であっても、現地の状況等から必要と思われる事項は、長野県工業技術総合センター所長と協議のうえ、契約金の範囲内において実施してください。